和歌山県後期高齢者医療広域連合告示第７号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１５条第６項に基づく特定事業主行動計画の令和元年度の取組実施状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１７条に基づく女性の職業選択に資する令和元年度の情報を別紙のとおり公表する。

令和２年６月４日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長　平　木　哲　朗

和歌山県後期高齢者医療広域連合 特定事業主行動計画 取組の実施状況の公表（令和元年度）

1　採用した職員に占める女性職員の割合

| | 職　員 | 嘱託員及び臨時職員 |
|---|---|---|
| 女性職員の割合 | ― | １００％ |

※広域連合の職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣された職員で構成されているため、広域連合での採用はありません。

2　平均した継続勤務年数の男女の差異

○職員　１と同様の理由により、継続勤務年数は派遣元市町で把握しています。広域連合における派遣年数は短く、男女の区別により派遣年数を定めることはないため、差異はありません。

○嘱託員及び臨時職員　臨時的雇用のため、契約は1年（嘱託員は最長5年まで更新可）であり、契約期間に男女の区別をしていないため、差異はありません。

3　職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間

| | 男　性 | 女　性 |
|---|---|---|
| 時間外勤務時間 | ６．５９時間 | ９．６５時間 |

※管理職は含みません。

4　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

| | 男　性 | 女　性 |
|---|---|---|
| 管理職に占める割合 | １００%（４人） | 0%（0人） |

※管理職（事務局長１人、会計管理者１人、課長２人）

5　各役職段階に占める女性職員の割合

| | 男　性 | 女　性 |
|---|---|---|
| 事務局長 | １００%（１人） | 0%（0人） |
| 次長兼会計管理者兼会計課長 | １００%（１人） | 0%（0人） |
| 課　長 | １００%（２人） | 0%（0人） |

| | | |
|---|---|---|
| 班　長 | ６０％（３人） | ４０％（２人） |
| 主　査 | １００％（３人） | ０％（０人） |
| 主　事 | ８３％（５人） | １７％（１人） |
| 計 | ８３％（１５人） | １７％（３人） |

※管理職（事務局長１人、次長兼会計管理者兼会計課長１人、課長２人）

６　男女別の育休取得率

| | 職　員 | | 嘱託員及び臨時職員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 取得率 | ０％ | ０％ | ０％ | ０％ |

７　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

| | |
|---|---|
| 取得率 | ０％ |

８　職員の年次休暇の平均取得率及び一人当たりの取得日数

| | |
|---|---|
| 平均取得率 | ４２．６％ |
| 一人当たりの取得日数 | １６．６７日 |

和歌山県後期高齢者医療広域連合
女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表（令和元年度）

| 情報公表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | データの時点 | 公表日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 女性職員の採用割合（※1） | 採用試験の受験者の女性割合（※1） | 職員の女性割合（※2） | (1)継続勤務年数／(2)離職率の男女差（※3） | | | 約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合（※3） | | 男女別の育児休業取得率 | | 男性の配偶者出産休暇等取得率 | 超過勤務の状況（月平均時間）（※4） | 超過勤務の状況（月平均時間）（※5） | 年次休暇等取得率 | 管理職の女性割合（※6） | 各役職段階の職員の女性割合（※6） | | | | | 中途採用の男女別実績（※7） | | | |
| | | | (1)／(2) | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | | | | | | 主幹 | 課長 | 次長 | 会計管理者 | 局長 | 男性 | 女性 | | |
| 100% | 100% | 32% | 離職率 | 該当者なし | | 該当者なし | | 0% | 0% | 0% | 7時間15分 | 7時間15分 | 42.60% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 該当者なし | | 令和2年3月31日 | |

※1　嘱託員及び臨時職員のみの数字。職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。
※2　嘱託員及び臨時職員を含む。
※3　職員（局長2年・それ以外の職員3年）、嘱託員及び臨時職員（契約は１年、ただし嘱託員は最長5年）ともに任期が決まっており、男女の区別により任期を定めることはないため、差異はない。
※4　臨時職員を除く。
※5　臨時職員を含む。
※6　職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、広域連合に裁量の余地が少ない。
※7　職員は全員が地方自治法第252条の17の規定に基づき、県内市町から派遣されているため、採用はない。